

御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業

要求水準書

御所市

令和8年7月

## 1. 総則

### (1) 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、御所市（以下「市」という。）が、御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集・選定に当たり、応募者を対象に交付する御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）と一体のものとして、本事業の業務遂行について、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

また、本要求水準書における業務水準とは、募集要項等に関する質問に対する回答、本要求水準書、事業者提案書類、各種共通仕様書及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、事業を実施するに当たり満たすべき水準となる。

なお、本要求水準書で使用する用語の定義は、別に定める募集要項の規定による。

### (2) 事業目的

本事業は、御所市立小・中学校8校（以下「対象校」という。）に空調設備等を設置することにより、災害時の避難所としての機能強化を図り、児童・生徒の安全・安心な教育環境を整備することを目的とする。

また、事業実施にあたっては、設計及び施工を一括して行い、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用し、短期間に一斉導入することでコスト削減等を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

### (3) 本事業の基本方針

前項で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により事業を推進する。

#### ① 避難所機能の強化

地域住民の避難所として耐災害性を向上させ、「災害時要配慮者」が安心して避難できる環境を実現する。

#### ② 安全・安心で快適な教育環境の実現

児童・生徒が安全・安心で快適に学び、活動できる環境を提供する。

#### ③ 経済的かつ良好な維持管理ができる設備導入

空調設備の長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも同様の配慮を行う。

#### ④ 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の能力低減を抑える計画とする。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。さらに、空調設備の設置にあたり、イニシャルコストとランニングコストを考慮した経済的な機器の選定を行う。

(4) 設置対象施設

対象となる施設は、募集要項の【別表1】に示す施設（以下「対象施設」という。）のアリーナ等とする。

(5) 事業範囲

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求水準に沿って下記の事業を行う。

①現地調査、設計業務

ア 屋内運動場の空調設備等の設置工事設計業務（設置に必要な工事図面、設計数量に関する資料作成、工事費内訳書の作成）

イ その他附属する業務

②屋内運動場の空調設備等の設置工事

ア 空調設備施工業務

イ 安全対策

ウ その他附属する業務

③工事監理業務

ア 屋内運動場等の空調設備の設置工事監理業務（監理書類作成・品質管理等）

イ その他附属する業務

④その他の業務遂行上必要な業務

ア 学校ごとの調査業務

イ 関係法令等に基づく各種届出等

ウ その他、本業務において必要となる業務

(6) 業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、以下の事項に留意する。なお、各業務における個別の留意事項は、本要求水準書の「第2 設計業務要求水準」～「第3 施工業務の要求水準」において別途記載する。

①事業計画の妥当性（確実な事業実施体制の構築）

ア 本事業の目的、基本方針を踏まえ、事業計画を作成する。

イ 設計費用、施工費用、エネルギー費用についてバランスのとれた計画とする。

ウ 効率的、効果的かつ安定的に事業を遂行できるよう各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築する。

エ 事業実施にあたって、妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画する。

②リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保

契約書等に定める内容に従い、予想されるリスクを適切に把握し、対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

③地域社会・地域経済への貢献

事業の実施に伴い、本事業の業務の一部を第三者に再委託または請け負わせるにあたり、御所市内業者の選定に努める等、地域経済への貢献に積極的に取り組む。

④環境負荷の低減

ア 事業期間全体を通して、環境負荷の低減に十分配慮するとともに、空調環境の提供に消費するエネルギー量を削減し、二酸化炭素排出量やフロン類の漏洩量の削減に配慮する。

イ 使用する材料の選定等において、環境負荷を低減するための工夫を行う。

ウ 近隣への騒音の発生に十分留意すること。

(7) 業務従事者の要件等

本業務に従事する単独事業者又は共同体の代表企業及び構成企業（以下「事業者」という。）は、以下の事項に従う。

①事業者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進める。

②事業者は、本事業の実施場所が小中学校であることを踏まえ、良好な教育環境の維持に配慮し、市及び対象施設の管理者（以下「校長等」という。）と十分に協議して事業を実施する。

ア 本事業の実施にあたって、市または校長等と協議した場合には、その協議記録を作成・保管し、市からの指示があるときは、当該協議記録を提出すること。上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への申請、届出、協議等を行った場合には、その協議記録等を作成・保管し、市からの指示があるときは、当該協議記録等を提出する。なお、申請書・届出等の副本は市に提出する。

イ 本業務に従事する事業者が対象施設等に立ち入る際は、業務従事者であることを容易に識別できる服装で腕章等を着用し、業務にあたる。

(8) 第三者の使用

設計、施工、工事監理の各業務を行うにあたって、施工体系図及び施工体制台帳を提出すること。なお、再委託または下請け等の第三者を使用する場合、再委託の場合

は事前に市へ申請すること。

(9) 遵守すべき法制度等

本事業を遂行するに際しては、設計、施工の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にする。

また、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等を遵守する。なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用する。

①法令等

- ア 地方自治法
- イ 学校教育法
- ウ 計量法
- エ 消防法
- オ 労働安全衛生法
- カ 労働基準法
- キ 電気事業法
- ク 騒音規制法
- ケ 振動規制法
- コ 学校保健安全法
- サ 建築基準法
- シ 建築士法
- ス 建設業法
- セ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ソ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- タ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- チ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ツ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- テ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ト 大気汚染防止法
- ナ 石綿障害予防規則
- ニ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ヌ 高圧ガス保安法
- ネ ガス事業法
- ノ 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律

- ハ 下水道法
- ヒ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- フ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ヘ 労働者災害補償保険法
- ホ 道路交通法
- マ 個人情報保護法

② 条例等

- ア 奈良県建築基準法施行条例
- イ 奈良県環境基本条例
- ウ 奈良県自然環境保全条例
- エ 奈良県広域消防組合火災予防条例
- オ 御所市下水道事業の設置等に関する条例
- カ 御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
- キ 御所市暴力団排除条例
- ク 御所市個人情報の保護に関する法律施行条例

③ 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の基準類を適宜参考にする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする）。なお、基準類はすべて最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について市及び事業者で協議を行う。

- ア 学校環境衛生基準（文部科学省告示）
- イ 公共建築工事標準仕様書建築工事編
- ウ 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編
- エ 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編
- オ 建築工事標準詳細図
- カ 公共建築設備工事標準図電気設備工事編
- キ 公共建築設備工事標準図機械設備工事編
- ク 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編
- ケ 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編
- コ 公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編
- サ 公共建築工事積算基準
- シ 公共建築工事標準単価積算基準
- ス 公共建築数量積算基準

- セ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
  - ソ 公共建築設備数量積算基準
  - タ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
  - チ 建築設備設計基準
  - ツ 建築設備耐震設計・施工指針(国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修)
  - テ 官庁施設の総合耐震計画基準
  - ト 建築工事監理指針
  - ナ 電気設備工事監理指針
  - ニ 機械設備工事監理指針
  - ヌ 建築改修工事監理指針
  - ネ 営繕工事写真撮影要領
  - ノ 工事写真の撮り方建築設備編(一般社団法人公共建築協会編)
  - ハ 内線規程(一般社団法人日本電気協会需要設備専門部会編)
  - ヒ 高圧受電設備規程(一般社団法人日本電気協会使用設備専門部会編)
  - フ 高調波抑制対策技術指針(一般社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編)
  - ヘ LPガス設備設置基準及び取扱要領(高圧ガス保安協会)
  - ホ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針(有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)
  - マ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル(環境省水・大気環境局大気環境課)
  - ミ 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(厚生労働省)
  - ム 各種計算基準(一般社団法人日本建築学会)
  - ④その他
    - ア その他本事業の実施に当たり必要となる関係法令等
- (10) 本事業のスケジュール
- 本事業の主なスケジュールは次のとおりとする。
- ①令和8年10月20(火) 仮契約締結日(予定)
  - ②令和8年12月下旬 本契約締結日(予定)
  - ③契約締結日から令和9年3月31日(水)まで 設計及び施工期間

※令和8年10月に仮契約を行い、同年12月開催予定の御所市議会の議決を経た後、本契約を締結する予定とする。ただし、御所市議会において、この事業における予算繰越しの議決を経た場合に限り、令和10年3月31日（金）まで、その期間を延長することができる。

#### (11) 事業関連資料等の取扱い

- ①市が提供する対象施設の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意する。
- ②提供された資料等は、本事業に係わる業務以外で使用できない。また、不要になった場合には、速やかに返却する。
- ③提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、上記の返却時までにはすべて廃棄する。
- ④事業者は、本事業を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、御所市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月13日条例第2号）を含む関係法令の規定に従うほか、市の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- ⑤事業者は、本事業に従事する者又は従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報について、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。
- ⑥市は、事業者が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時調査することができる。
- ⑦市は、事業者が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、事業会社は直ちに市の勧告に従わなければならない。

## 2. 設計業務要求水準

### (1) 基本事項

#### ①業務の範囲

本要求水準書、事業者提案等に基づき、対象施設における新規空調設備の設置並びに空調設備に伴う電気設備・ガス設備の工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、以下の業務を含む。

ア 設計のための事前調査業務

イ 対象施設における設計業務（各対象施設の設計図書の作成等含む）

ウ その他、付随する業務（⑥業務の報告及び書類・図書等の提出に記す業務水準予

ェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査など。なお、調査業務には、学校等との調整も含む。)

## ②業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

## ③設計体制及び技術者の配置

設計業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を管理技術者及び担当技術者として配置し、設計業務着手前に市の承認を得る。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者もしくは担当技術者として著しく不相当と市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じる。

### ア 管理技術者

- (a) 業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富な管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面に市に提出し、承諾を得る。
- (b) 管理技術者は、設計において、建築工事・電気設備・機械設備の設計趣旨・内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士、二級建築士又は建築設備士でなければならない。
- (c) 管理技術者は、「イ 担当技術者」の資格要件の「(a) 建築設計者」または「(b) 電気設備設計者」または「(c) 機械設備設計者」を兼ねることができる。

### イ 担当技術者

- (a) 建築担当技術者(次のいずれかに該当する者)
  - i 建築士の実務経験を有する者
  - ii 一級建築施工管理技士資格取得後3年以上の建築設計実務経験を有する者
  - iii 大学(専門課程)卒業後5年以上の建築設計実務経験を有する者
  - iv 高等学校(専門課程)卒業後7年以上の建築設計実務経験を有する者
  - v 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (b) 電気設備担当技術者(次のいずれかに該当する者)
  - i 建築士または建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
  - ii 一級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
  - iii 電気主任技術者資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
  - iv 大学(専門課程)卒業後5年以上の電気設備設計実務経験を有する者
  - v 高等学校(専門課程)卒業後7年以上の電気設備設計実務経験を有する者

者

- vi 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (c) 機械設備担当技術者(次のいずれかに該当する者)
  - i 建築士または建築設備士で空調設備設計の実務経験を有する者
  - ii 一級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の空調設備設計実務経験を有する者
  - iii 空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の空調設備設計実務経験を有する者
  - iv 大学(専門課程)卒業後5年以上の空調設備設計実務経験を有する者
  - v 高等学校(専門課程)卒業後7年以上の空調設備設計実務経験を有する者
  - vi 上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

#### ④設計内容の協議

設計にあたっては、市と協議し行う。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案による。

また、市との協議内容については、書面(協議記録)に記録し相互に確認する。

#### ⑤設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等は協議により定める。

#### ⑥業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明および報告を行うとともに、「別紙1 提出書類一覧(設計業務)」に示す書類・図書等を、様式を含めて作成のうえ、施工に先立ち市に提出し承認を得る(単価合意を含む)。

なお、設計に関する書類・図書等の著作権は市に帰属する。

### (2) 設計業務の基本方針

#### ①環境負荷低減への配慮

ア 消費エネルギー量を削減し、運用にかかる費用の負担軽減や環境負荷の低減に貢献する機器性能上の配慮を行う。

イ 二酸化炭素排出量の削減に配慮する。

ウ リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮する。

エ 既存設備の撤去にあたっては、再資源化に配慮する。

#### ②新規設備の性能(効率性、快適性、操作性、安全性への配慮)

ア 新規設備の性能(仕様、台数等)の決定にあたっては、長期間にわたって、避難者

- 及び学校関係者等に対し、快適で健康的な室内環境を提供することに配慮する。
- イ 導入される機材の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、学校関係者の安全確保に留意する。なお、学校間での機器運用上の操作統一性の確保のために、導入される機器についてはできるだけメーカーを統一する。特に、集中管理コントローラや個別リモコン盤など教職員が操作する機器の仕様（操作性）は、可能な限り全学校において統一すること。
  - ウ 各学校の敷地条件の違いに配慮した計画とし、機器の設置にあたっては、学校教育環境への影響及び学校の周辺地域への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）に配慮する。
  - エ 空調機器は冷暖房機能を有する機器を選定すること。
  - オ 機器選定にあたっては、教職員等による容易な管理・取扱いに配慮する。
  - カ 各対象の敷地形状、屋内運動場の配置等に留意のうえ、適切な機器の選定、設置を行う。なお、使用するエネルギーは、電気主体で検討するものとし、価格、供給の安定性及び環境負荷等総合的に評価のうえ、適切な組合せにより決定するものとする。
  - キ 室外機、室内機、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、市の指示に従い、事業者の負担において移設させ、または機能復旧させることを原則とする。（例：敷地内の樹木の移植、敷地内排水溝の付け替え、室内照明、感知器の移設等。）
  - ク 既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮する。特に、住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行う。
  - ケ 屋内運動場の社会体育活動等の利用に対しても、利用者による容易な取り扱いに配慮する。

### ③設計計画、設計体制の妥当性

- ア 本事業で求める供用開始時期に合わせ、確実にサービス提供が可能となる確実性、妥当性の高い設計計画、設計体制とする。
- イ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築し、統一的な品質管理体制となるよう配慮する。

### ④フレキシビリティへの配慮

- ア 将来の改修や改築等に伴う空調設備の移設、増設等に備え、フレキシビリティや汎用性の確保に十分配慮しながらゆとりある設備とし、設備の移設や復旧が容易、かつ、速やかに可能となるよう配慮する。

イ 改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないよう配慮する。

ウ 機器の仕様は、設備の長寿命化等に配慮するとともに、故障時には速やかに復旧が可能となるよう配慮する。

#### ⑤災害対応に関する機能への配慮

ア 地域住民の避難所として耐災害性を向上させ、「災害時要配慮者」が安心して避難できる環境を実現するため、最低でも一時避難所である小学校 6 校（葛小中学校を含む）については、外部からのエネルギー供給がない状態で、屋内運動場の空調機能及び一部の照明機器等を72時間運転可能となるようにする。

イ 中学校2校（葛上中学校と大正中学校）について、外部からのエネルギー供給がない状態で、屋内運動場の空調機能及び一部の照明機器等を72時間運転できない場合、将来的な設備の増設により運転できることを見越した機器構成とする。

ウ 外部からのエネルギー供給がない状態で72時間運転させる照明機器等については、最低でも屋内運動場の出入口及びトイレの照明、1,500W のコンセント 1口、アリーナの全体照明とする。なお、アリーナの全体照明は可能な限りの灯数とし、照度については問わない。

エ 避難所として適切な温度及び湿度を保てるように、設計及び施工を実施する。

#### ⑥その他

上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境を確保するため配慮する。

### (3) 設計業務の要求水準

#### ①空調設備の一般的要件

ア 運転に関して有資格者等の常駐を必要としない方式を採用する。

イ 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用する。また、同一能力をもつ機種に、使用する冷媒が複数選択可能な場合は、原則として、本事業で使用する主たる冷媒を優先的に使用する。

ウ ガスエンジン式の室外機を使用する場合は、臭気低減仕様とする。

エ 設計図書等にはJIS条件により運転した場合の機器能力で表記する。

オ あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカーまたは接着系アンカーを使用する。後者を使用する場合は、所定の強度が発現するまで養生を行う。アンカーについては、強度の確認及び試験報告書の提出を行う。

カ 屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮する。

- キ 冷媒管の保温の外装は、製造者の標準仕様とすることは可とするが、メンテナンスが容易な材料とする。なお、屋内露出部分は保温化粧ケース内に納めてもよい。この際、ドレン管の保温は樹脂製製品の使用も可とし、屋外露出部分についての保温は不要とする。屋外のドレン管はカラーVPの使用又は塗装を行うこと。
- ク エアコンのドレンは配管端部にSUS製の防虫網を設置し、手洗い場、ドレン、雨水側溝、植栽などに放流する。また、必要に応じてドレン用トラップ等を設置する。
- ケ 室内機の設置位置はスポーツ行事等の支障の無い位置とすること。
- コ 屋内外を問わず学校関係者等の手の届く位置にある配管及び保温等の耐久性、耐衝撃性に留意する。特に児童・生徒が触れる可能性が有る位置に設ける場合は隠ぺいする等の措置を講ずること。また、支持金物についても保護キャップ又は緩衝材を使用する。
- サ 屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線とし、塗装を施す。屋内露出配線は、金属管配線または金属線ぴ配線とし、金属管には塗装を施す。
- シ 屋外キュービクルまたは電気室・校舎間、校舎・校舎間等を横断する配線は、原則として、地中管路を使用する。やむを得ない場合には、学校関係者等の手の届かない架空対応も可能とする。
- ス プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製、屋外はステンレス鋼板製とする。
- セ 地中管路を敷設する場合は、適切な間隔でハンドホールを設置すること。また、埋設電線路の位置を明示するため、「埋設電線路」を示す標識を適切な箇所に設置すること。
- ソ 漏電遮断器の負荷に対する専用の接地を施す。
- タ 使用する室外機等が、騒音規制法等の特定施設に該当しない場合であっても、その騒音値が学校の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等設置の検討を行う。
- チ 室外機の設置に関して、埋設配管へ干渉や上部に設置をしないこと。やむを得ず、設置する場合は、迂回工事を行い適切に処置すること。なお、撤去又は移設するにあたり、事前に市と協議すること。
- ツ 新規設備の設置工事に際し、花壇、菜園、防球ネット、排水溝、散水栓、バルブボックス、照明器具、感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、市及び校長等と協議の上、対応を決定し、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行う。
- テ 既存樹木は可能な限り現状維持を図り、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、市及び対象施設等の承諾を得て、撤去、移植または枝払いを行うことができ

- る。なお、記念樹は極力移植する。
- ト 機器の能力は、空調負荷計算に基づき決定する。なお、外気温度、室内温度及び配管長等による機器能力の補正は、実際に使用する機器の能力特性を用いてよい。
- ナ 対象室内における室内の騒音レベルは、できるだけ室中央部の床上1mで55 dB(A) (弱運転時) 以下とする。
- ニ 室外機は原則として地上設置とし、屋上及び外壁等に設置し体育館等に荷重をかけることは不可とする。やむを得ず行う屋上設置については、改めて事業者における詳細検討(構造計算等)を求める。また、地上部分に設置する面積が可能な限り小さくなるよう考慮し、敷地内の有効スペース確保に留意する。
- ヌ 室内機を天吊形とする場合は、有効な振れ止め対策や防球対策等、必要な対策を講じる。学校関係者の安全性、保全性、いたずら防止の観点から、室内機に容易に手が触れることのできる箇所では、防球ガードを取り付ける。
- ネ 室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を事前に講じる。供用開始後に誤報が出た場合、事業者が感知器の移設(届出等を含む)を行う。
- ノ 室内機は対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置する。
- ハ 配管等のコンクリート壁の貫通は極力避ける。やむを得ず貫通する場合は、構造上支障のなく、児童・生徒の手の届かない場所等学校運営に支障をきたさない場所とする。
- ヒ 室外機、配管等の設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣地域の状況等を勘察し、必要な安全対策、防球対策、防音対策の検討、防振対策(共振対策を含む)、排熱対策等を講じる。特に、学校関係者の安全確保、機器類の保全、いたずら防止の観点から、室外機、配管に容易に手が触れることのできる箇所ではフェンス等を取り付ける。
- フ 防球対策の対象は、室内機、リモコン盤のスイッチ部分とする。なお、防球ガード等は教職員によるフィルター清掃時に防球ガードの脱着等が容易にできるようにする。
- ヘ 配管等が窓ガラスを貫通する場合には、既存ガラスを撤去したうえで耐食性のあるアルミパネル等の金属パネルを取付けるとともに、窓が開かないように対策を行う。なお、サッシの改修にあたっては、体育館等の採光及び自然換気に必要な開口部の面積を確保する。なお、配管等によって既設カーテン等が全閉状態となら

なくなった場合は、当該箇所に開閉可能なカーテンを設置する等、対象室の冷房エネルギーの削減を図るとともに適切な光環境を確保する。

## ②運転管理方式

ア 新規空調設備は各設備単位での個別運転を可能とする。

イ 新規空調設備に係る運転管理方式は、集中管理方式とし、以下を満たす。

- (a) 集中管理コントローラはタッチパネル式で操作しやすい機器とし、屋内運動場出入口等を基本として市と協議して設置する。
- (b) 集中管理コントローラは誤操作等により主電源が落とされることがないように配慮する。
- (c) 集中管理コントローラで一括運転・停止操作ができ、全室内機の運転管理（稼働状態（オン・オフ状態）確認、温度設定等）を可能とする。
- (d) スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）を可能とする。
- (e) 集中管理コントローラ上の表示と各設備との対応表を作成し、集中管理コントローラの近傍に標示する。
- (f) メインアリーナ等の個別コントローラは鍵付きとし、許可された者以外が使用できない仕組みとすること。
- (g) 詳細は市及び学校関係者等との協議による。
- (h) 学校開放利用等を考慮し、利用時間に応じた運転管理が可能な機能を有すること。

## ③エネルギーの供給に必要な設備

ア 本事業に必要となる電気のエネルギーについて、既存の電気設備の容量が不足する場合は、電気設備の増設等を行い、十分な電力供給を確保する。

イ 変圧器は、対象施設にある既存負荷設備（照明、エアコン、小荷物用昇降機、ヒーター、ポンプ、調理器具（冷凍冷蔵庫等）、換気機器、OA 機器等）を調査のうえ、負荷の合計容量に見合った定格容量のものを選定する。既存の変圧器容量が不足すると想定される場合は、十分な容量をもつキュービクルに交換するか、十分な容量の変圧器に交換または増設を行う。変圧器の交換または増設にあたっては、原則として既存キュービクル内で行うよう努める。新たに既存設備外で増設する場合は、市と協議のうえ設置する。なお、キュービクルの増設等に伴う費用については、本事業の事業費に含まれているものとする。

ウ キュービクルの増設や、変圧器の交換等に伴う付属機器等の交換や増設は、「第1の(9) 遵守すべき法制度等」の事項に適合させる。

エ 液化石油ガスの供給を容器により行う場合は、遠隔監視装置によりガスの供給が途絶しない配慮を行い、容器をフェンス等で囲うこと。

#### ④熱負荷計算条件

ア 新規設備の導入に関する熱負荷計算は「別紙4 設計用屋外・屋内条件」によるほか、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）による。（熱負荷は各校対象面積（募集要項の【別表1】）ごとに設定するが、対象面積は参考値のため現況の施設形状に応じて算定すること。）

イ 熱負荷計算は夏季の冷房時の条件のみで行うものとするが、暖房機能も有すること。

ウ 冷房時の熱負荷計算は、午前8時から午後3時の時刻を対象とする。

エ キャットウォークを有する体育館等の場合は、常時活動が見込まれるキャットウォークから下部（FL+3.0m程度）の範囲を対象とし、キャットウォーク上部とは、仕切られているものとみなす。

オ 対象施設における室内機の冷房能力は、アリーナにおいて150W/m<sup>2</sup>以上とし、空調対象面積に応じて、熱負荷計算のうえ能力の機器を選定する。また、武道館についても室内機を設置し、可能な限り冷房能力を確保する。

#### ⑤その他

ア 設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮する。

イ 将来の維持管理、機器更新、その他の工事を考慮し設計を行う。

ウ 対象施設において、将来、想定される学校の改修や改築工事等の際、空調環境の中断が生じないように配慮し、市と十分に協議のうえ、機器の配置や配管ルートを決める。

エ 今後実施される大規模改修に対し設置された機器配管等が極力再利用可能となるよう配慮して設計を行うものとする。

オ 空調設備の設計にあたっては、建築設備士又は設備設計一級建築士からの助言を求めること。

カ アスベストの含有について不明な箇所は、原則としてアスベストが使用されているものとみなして事前調査等を行う計画とすること。

### 3. 施工業務の要求水準

#### (1) 基本事項

##### ①業務の範囲

要求水準に基づき、対象施設における空調設備等設置工事を実施する。施工業務に

は、以下のものを含む。

ア 施工のための事前調査業務

イ 施工業務（施工業務には、新規空調設備の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存設備の撤去・処分等）を含む。）

ウ その他、付随する業務（④に記す業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調査業務には、対象施設との調整も含む。）

## ②業務の期間

「第1の(10)本事業のスケジュール」に定めるとおりとする。

## ③業務体制及び主任技術者等の配置

施工業務を遂行するにあたっては、建設業法の規定を遵守し、以下に示す有資格者等を配置し、施工業務着手前に市に提出して承認を得る。

事業者は、建設業法に規定する主任技術者、監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）を適切に配置する。ただし、配置期間は工事の施工期間中のみとする。

共同体で施工する場合、それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成企業が担当する業種区分に対応する「主任技術者等」を建設業法に従い配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。代表企業の主任技術者等は統括主任技術者等として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の主任技術者等を統括すること。なお、代表企業の主任技術者等は全体の施工期間中、専任を有することとする。また、それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成企業が現場代理人を配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。なお、代表企業の現場代理人は全体の事業期間中、配置することとする。

※ 分担する工事に係る請負金額が4千5百万円（建築一式工事の場合は9千万円）以上となる場合には、各構成企業が配置する主任技術者、監理技術者は専任でなければならない。

※ 分担する工事に係る下請負金額が5千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上となる場合には、監理技術者を置かなければならない。

## ④業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、施工計画書に基づき定期的に市に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、各工事監理指針に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得る。

## (2) 施工業務の基本方針

①施工計画・施工体制の妥当性

ア 契約期間内に、確実に運転が可能となる確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。

イ 施工期間中における学校現場の安全確保を行う。

ウ 施工に伴う学校教育環境への影響及び対象施設周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮する。

エ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制とする。

②環境負荷低減への配慮

施工段階においても、環境負荷の低減に配慮し、廃棄物の削減を図る。

③その他

上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。

(3) 施工業務の要求水準

①一般的要件

ア 事業者は、空調設備工事一式を施工する。

イ 工事施工その他、空調設備等の整備にあたって必要となる各種申請、届出等は、事業者の責任・費用において行う。

ウ 仮設、設置工事及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、事業者が自己の責任において遅滞なく行う。

エ 工事期間中、施工内容について施工計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打ち合わせ議事録を作成して相互に確認すること。

オ 学校運営上支障をあたえない、工事に最低限必要な範囲内で、学校施設の工事用電力、水道、ガスを無償で使用できる。ただし、電力については、漏電ブレーカーの設置等の安全対策を求める。また、電気主任技術者の立会に要する費用等は、事業者の費用及び責任において調達する。

カ 既設照明の使用は最低限な範囲とし、こまめに消灯する等、節電を心掛けること。また、電動工具等の充電は事前に実施してこること。

キ 工事の実施に当たっては、埋設配管・配線等の既存設備を十分調査して行うものとし、万一、既存設備を損傷させた場合は、速やかに市及び学校に報告するとともに、復旧を行うものとする。なお、当該費用はすべて事業者負担とする。

ク 試運転調整期間内において、市の都合において空調設備の使用（実質的な空調

機器の使用開始)を行う場合に必要なエネルギー費用は市が自ら負担する。

ケ 令和9年3月31日までに、全ての新規空調設備の試運転が開始できるよう各対象施設に設置する。ただし、御所市議会において、この事業における予算繰越しの議決を経た場合に限り、令和10年3月31日(金)まで、その期間を延長することができる。

コ 各工事監理指針に基づき、施工状況や調整の結果等の検査を受けるものとする。

#### ②現場作業日・作業時間

ア 現場作業日、作業時間は、授業・学校行事等に影響のない範囲とし、原則として次による。なお、事前に対象施設と作業工程について十分に協議を行う。また、週休2日制適用工事の対象としない。

イ 日曜日、祝日及び夜間に工事を行う場合は事前に対象施設と作業工程について十分に協議を行う。日曜日、祝日及び夜間に作業を行う場合、近隣に配慮し、事前に計画書を提出し、対象施設の了解を得たうえで作業を行う。なお、放課後や土曜日、日曜日、祝日であっても、学校行事等で校舎等の内外が使用されることに留意する。

ウ 基本的な作業時間は、原則、午前8時30分から午後5時までとする。

エ 騒音・振動を伴う作業は、授業に影響がない時間帯に行う。授業実施日においては、事前に市及び対象施設と十分に調整のうえで行う。

オ 授業実施日においては登下校時間帯の工事車両の通行を行わない。なお、登下校時間帯の詳細については市及び対象施設と十分に調整のうえに協議する。

#### ③エネルギー供給、設備システム等の機能確保

ア 電力、ガス、水道等のエネルギー供給及び既存設備は、工事期間中も従前の機能を確保し、必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講じる。

イ 工事に伴い、上記機能が一時的に停止する場合は、事前に市及び対象施設と協議し、必要に応じて代替措置を講じる。

ウ 火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼働できない場合には、市、対象施設及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講じる。

エ 校内LAN設備が施工上支障となる場合、市、対象施設及び市が委託するLAN保守業者と協議のうえ、必要な措置を講じる。なお、この場合、動作確認、調整等はLAN保守業者が行い、必要な費用は全て事業者の負担とする。

#### ④別途工事との調整

本事業期間中に対象施設敷地内において、他の工事や作業等が行われる場合は、

市及び対象施設を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進める。

#### ⑤安全性の確保

ア 工事の実施にあたっては、学校関係者に対する安全確保を最優先する。

イ 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び対象施設と市の要望するすべての箇所に仮囲い等により安全区画を設定する。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、学校関係者の安全に十分配慮し、事前に市及び対象施設との協議・調整を行う。

ウ 大型資材搬入時には警備員を配置する等、事業者の責任で安全の確保に配慮する。

エ 外部足場を設置する際は、工事中の学校関係者等の動線に留意し、下部には囲い、足場全面にはネット状養生シート張りとする等により安全性を確保する。また、建築物への出入りは可能な状態とし、上部からの落下物対策を行う等により安全性を確保する。

#### ⑥非常時・緊急時の対応

事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、あらかじめ防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じる。

#### ⑦近隣対策等

ア 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他新規空調設備の設置により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

イ 近隣住民への影響が見込まれる場合は、事前に工事の内容、影響等について、近隣への周知を行う。

#### ⑧工事現場の管理等

ア 校門付近に各工事監理指針に則り、工事用看板等により、工事概要、施工体系図、緊急連絡先等を掲示する。また、事前に、校長等、市も含めた緊急連絡簿を市及び対象施設に届け出る。

イ 設置工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に市及び校長等に届け出て、承諾を得る。

ウ 専門業者としての責任を持ち細心の注意を払って、上記の使用権限が与えられた

場所等の管理を行う。

- エ 対象施設内に材料、工具等を保管する場合、保管場所には必ず施錠を行い管理する。
- オ 工事中も、必要台数の駐輪・駐車スペースが確保できるよう配慮する。
- カ 作業時に学校内の器物や児童等の作品等を破損しないよう十分に注意する。また、破損事故等が発生した場合は、対象施設の管理者及び市に直ちに連絡し、その指示に従う。

#### ⑨試運転調整

実施した施設については、空調設備供用開始前に、次の試運転調整を行う。(試運転調整を行う際は、電力デマンド上昇を必要最低限にすること)

- ア 風量、吸込温度、吹出温度、外気温度、室温の測定(概ね65㎡につき1箇所以上で、床上1.0メートルの位置で測定する。)
- イ 室内及び室外の騒音の測定
- ウ 単位時間当たりのエネルギー消費量の測定(初期運転状態の記録)
- エ リモコン類の製造過程や工事が原因で故障していないことを確認するため、各機能(運転、停止、温度、風量、タイマー設定機能等)が正常に作動することを確認すること。

#### ⑩工事写真

各工事監理指針に則り、工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。設置した室内機、室外機及び受変電設備は、全ての機器について、図面と対応した写真を提出する。また、工事状況写真、工事完成後外部から見えない主要な部分並びに使用材料及び設計内容が確認できる写真も提出する。

#### ⑪完了検査の受検

- ア 各工事監理指針に則り、工事完了後、対象施設ごとに検査職員による完成検査を行い、各対象施設において、いずれも要求水準を満たしていることを含めて確認する。
- イ 対象施設ごとの当該完成検査の日程を事前に市及び校長等に対して通知する。
- ウ 市及び校長等に対して、完成検査の結果を書面で報告する。なお、市は必要に応じて事業者の完成検査に立ち会うことができる。
- エ 事業者は、上記の完成検査を実施後、空調設備引渡日までに市の引渡し検査を受けること。なお、引渡し検査の指摘事項は、空調設備引渡日までに是正工事を完了させ、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得ること。

#### ⑫建設副産物の取り扱い等

- ア 工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努め、再生資源の積極的活用を努める。
- イ 建設リサイクルデータ統合システム（COBRISシステム）により、あらかじめ再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、工事完成後は実施記録を作成し、市に提出する。

⑬その他

- ア 施工中は、「第1の(9) 遵守すべき法制度等」のほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- イ 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
- ウ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避け、通行には十分注意し、低速で行う。
- エ 対象施設敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁じる。
- オ 気象予報または警報等には常に注意を払い、災害の防止に努める。
- カ 工事の実施にあたって、外壁吹付材に石綿が含まれている可能性のある場合、又は屋内運動場等の天井ボード類に石綿が含まれている可能性のある場合（内装仕上面（天井内に存在する場合も含む）が石綿含有仕上塗材の可能性のある場合）には、工事着手前に含有調査を行い集塵付振動ドリル等で飛散防止に努め、粉じんについては適正に処分を行うこと。調査に必要な費用は事業者の負担とする。
- キ あと施工アンカーの施工は、日本建築あと施工アンカー協会「あと施工アンカー施工技術者」の資格認定者が行うことを原則とする。
- ク あと施工アンカーについては、引き抜き強度を計算のうえ、施工手順書の提出を行う。
- ケ 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
- コ 対象施設敷地内及びその付近において、喫煙を禁止する。
- サ 駐車場、資材置場等の位置について市及び対象施設に承諾を得る。

- シ キュービクルの改造に伴い、停電により学校運営及び社会体育活動に影響がある場合は、できるだけ早い段階で市及び校長等と調整を行うこと。
- ス 交付金申請手続きへの協力並びに会計検査に係る資料作成の協力及び会計検査の対応への協力を行う。
- セ 今後実施される大規模改修工事に対し、設置された機器・配管等が極力再利用可能となるよう配慮して施工するものとする。

## 4. 工事監理業務の要求水準

### (1) 基本事項

#### ① 工事監理業務を行う者の要件

ア 工事監理業務を行う企業においては、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

#### イ 工事監理業務体制及び工事監理者の配置

工事監理業務を遂行するに当たっては、以下に示す有資格者等を配置し、工事監理業務着手前に市に提出して承認を得ること。

工事監理者は、工事監理における責任者の立場で、電気設備・機械設備の設計趣旨・内容を総括的に工事監理できる者とし、常勤の自社社員で、かつ、資格確認調書提出日において引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士又は二級建築士の資格を有していること。

#### ② 業務の範囲

本要求水準書及び事業者提案に基づき、工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、以下のものを含む。

#### ア 施工に係る工事監理業務

イ その他、附随する業務（③に記す業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調査業務には、対象施設との調整も含む。）

#### ③ 業務の報告及び書類・図書等の提出

提出書類は、別紙3に示す書類とし、書類・図書等を市に提出し承認を得ること。

### (2) 基本方針

設計段階から、施工、設備の引渡しまでの期間において、市及び設計者、施工者との調整を適宜行い、施工完了後はすみやかに完了報告を行うことができるよう工程管

理を行う。新規設備の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じる。

### (3) 工事監理業務の要求水準

#### ① 一般的要件

ア 事業者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、空調設備等の設置工事の適切な管理に必要な業務を行う。

(a) 設置、撤去及び関連工事等業務の工事監理

(b) 設置、撤去及び関連工事等業務で作成する全ての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査

(c) 協議記録の作成及び市への提出

イ 工事監理業務の完了に当たって、品質管理のためのチェックリスト(あらかじめ、市との協議によって事業者が作成する。)に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を市に報告する。

ウ 工事監理者は、必要に応じ市に対し工事監理の状況を報告し、市の確認を受ける。また、工事監理者は、市が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行う。

エ 工事完了時には、工事監理者による完了検査を行う。

オ 工事監理者は、対象施設の工事が完了するごとに市に対して完了検査の結果報告を行うとともに、市が行う完成検査に立ち会う。

#### ② 事業者が行う完了検査

ア 本事業において選任された工事監理者のうち該当対象施設の工事を担当したものの以外の者の中から検査員を選定し、完了検査を行う。

イ 事業者は、完了検査及び試運転の実施については、事前に市に通知する。

ウ 市は、事業者が実施する完了検査及び試運転に立ち会うことができる。

エ 事業者は、市に対して完了検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添え、完了検査及び試運転の結果を報告する。

#### ③ 市が行う完成検査

ア 事業者は、完成検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出する。

イ 市は、事業者による前項の完了検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完成検査を実施する。

別紙Ⅰ 提出書類一覧(設計業務)

Ⅰ 着手前に提出する書類※Ⅰ

No.	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務水準チェックリスト ※2	1	A4	○	○	
2	業務工程表	1	A3	○	○	
3	管理技術者等届	1		○	○	経歴書等※3 を含む
4	その他市が必要と認める書類	1		○	○	

※Ⅰ 市の求めに応じて、事業者と設計業務を行う企業との契約書の写しを提出する。

※2 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

※3 管理技術者の資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類を提出する。

2 設計中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務報告書	1	A4	○	○	
2	その他市が必要と認める書類	1	A4	○	○	1ヶ月ごと

3 設計完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務水準チェックリスト ※Ⅰ	1	A4	○	○	
2	業務完了届(設計)	1	A4	○	○	
3	打合せ議事録	1	A4	○	○	
4	設計図	3	A3	○	○	A3 二つ折り製本
5	設計計算書	1	A4	○	○	騒音計算書 空調熱負荷計算書
6	月別・年度別想定エネルギー量計算書	1	A3	○	○	対象施設別と全対象施設の集計

7	設計内訳書	2	A4	○	○	種目別内訳、科目別内訳、 細目別内訳、共通仮設費 (積上)明細を含む
8	その他市が必要と 認める書類	1	A4	○	○	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

別紙2 提出書類一覧(施工業務)

1 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	
2	現場代理人・監理(主任)技術者選任届※2	1	A4	
3	工程表	1	A4	
4	契約保証金	1	A4	
5	請負代金内訳書	1	A4	内訳明細を添付
6	建設業退職金共済制度掛収納書	1	-	※提出しない場合は、その理由
7	工事下請届	1	A4	
8	施工体制台帳の写し及び施工体系図	1	A3	
9	施工計画書(要領書)	1	A4	各種工事
10	使用機材一覧表	1	A4	
11	建設廃棄物処分計画書	1	A4	
12	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	1	有	施工計画書に綴じこむ
13	建設発生土処分計画書	1	有	施工計画書に綴じこむ
14	各官公庁への届出書類	1	A4	
15	その他市が必要と認める書類	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

※2 資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類を提出する。

2 工事期間中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	○	○	
2	打合せ議事録	1	A4	○	○	
3	施工写真	1	A4	○	○	
4	工程表	1	A4	○	○	月間・週間・進捗

						状況報告等
5	施工図・承諾（製作図）・機器納入仕様書	1	A4	○	○	
6	機材検査試験成績報告書	1	A4	○	○	
7	施工検査試験成績報告書	1	A4	○	○	
8	各官公署検査済証、成績表、合格証	1	表紙有	○	○	原本
9	施工体制台帳変更部分の写し	1	A4	○	○	
10	COBRIS・途中変更工事カルテ受領書	1	表紙有	○	○	
11	安全管理実施報告書	1	A4	○	○	
12	その他市が必要と認める書類	1	A4	○	○	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。提出時期は設計及び工事期間中の適当な時期とすること。

### 3 工事完成時に提出する書類

No.	書類名称		部数	様式	媒体		備考
					紙	電子	
1	業務水準チェックリスト※1		1	A4	○	○	
2	完成届		1	A4	○	○	
3	建設業退職金共済証紙貼付実績書		1	A4	○	○	
4	COBRIS・竣工工事カルテ受領書		1	A4	○	○	
5	工事写真	施工写真	1	A4	○	○	
6		完成写真	1	A4	○	○	
7	実施工程表		1	A3	○	○	出来高曲線(赤)記入
8	完成図書		1	A4	○	○	
		(1)目次			○	○	
		(2)設備概要書			○	○	
		(3)機器別完成図			○	○	
		(4)機材材質証明書			○	○	

	(5) 機材検査証明書			○	○	
	(6) 工場試験成績書			○	○	
	(7) 工場立会検査報告書			○	○	
	(8) 現場据付試験報告書			○	○	
	(9) 総合試運転報告書			○	○	
	(10) 出荷証明等報告書			○	○	
	(11) 機器別取扱説明書			○	○	
	(12) 保全に関する資料			○	○	
	(13) 緊急連絡先一覧			○	○	
	(14) 各種保証書			○	○	
	(15) その他			○	○	
9	騒音測定記録	1	A4	○	○	
10	社内検査報告書	1	A4	○	○	
11	各種試験報告書	1	A4	○	○	
12	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	1	有	○	○	
13	備品・鍵引渡書・同リストの写し	1	A4	○	○	
14	備品・鍵引受受領書の写し	1	A4	○	○	
15	完成図	1	A4	○	○	A3二つ折り製本
16	電子化完成図	1	CD -R OM	○	○	PDF及びJWW形式
17	その他市が必要と認める書類	1	A4	○	○	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

※2 機器完成図の(4)～(10)は、市との協議により、工事関係書類と合本又は省略することができる。

別紙3 提出書類一覧(監理業務)

1 着手前に提出する書類※1

No.	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	工事監理届	1	A4	○	○	
2	経歴書	1	A4	○	○	監理業務を行う者の要件を証明する書類を添付
3	業務計画書	1	A4	○	○	
4	その他市が必要と認める書類	1	A4	○	○	

2 業務中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	打合せ議事録	1	A4	○	○	
2	その他市が必要と認める書類	1	A4	○	○	

3 完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	媒体		備考
				紙	電子	
1	業務完了届	1	A4	○	○	
2	工事監理報告書	1	A4	○	○	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

別紙4 設計用屋外・屋内条件

項目		値	
屋内 条件		夏季	冬季※2
	乾球温度(°C)	28	18
屋外条件		建築設備設計基準(令和6年版)の奈良地域の値を採用	
対象 範囲	体育館	アリーナのキャットウォークより下方	
	その他	武道場・卓球場	
照明負荷		学校ごとの値を設定	
人体 負荷	発熱量(W/K)	顕熱	44
		潜熱	48
	人員数(人員密度)	体育館等:対象面積に対して0.3人/m <sup>2</sup> 武道場:医療救護所としての使用を想定し対象面積に対して0.5人/m <sup>2</sup>	
その他内部発熱負荷		見込まない	
すき ま風 負荷	風速(m/s)	6	
	風量(m <sup>3</sup> /(m <sup>2</sup> ・h))	2.4	
余裕係数		1.05	
送風機負荷係数		1.05	

※1 庇が設置されている場合は、その形状に応じた遮蔽係数を考慮する。

※2 冬季の屋内条件は参考値とする。